



雇用・労働・移民法ニュース

皆様に随時移民法、ビザ情報をアップデートしております。

永住権 Priority Date の後退

米国永住権（通称“グリーンカード”）の申請には、家族スポンサー、雇用主スポンサー、抽選永住権、亡命者による申請などがありますが、各過程の審査時間に大幅な遅れがみられます。また、Priority Date (PD) の大幅な後退により、PD が回ってくる前に自分の滞在資格が失効してしまい、アメリカに滞在できなくなる人が増えるなど、新たな問題が浮上しています。

【Labor Certification】 雇用主スポンサー申請の中でも、労働局の審査を経る必要のある雇用主スポンサーによる第2申請枠と第3申請枠は、最近の労働局の審査遅延も影響して、全体の時間（平均賃金、求人広告、LC 審査）が 12+ カ月から 24+ か月ほどと以前に比べ倍以上かかるようになりました。

【雇用主スポンサー申請】 Labor Certification 承認後は雇用主による移民スポンサー申請を移民局に提出します。この審査時間は現時点で凡そ 6～8 か月ほどかかっています。特急サービスを利用すれば 3 週間以内の審査となります。第1優先枠の国際役員・管理職枠と第2優先枠の公益免除 (NIW) の枠の特急サービスは 45 日以内の審査となります。

【永住権申請】 雇用主スポンサー申請承認後は、永住権申請までに待ち時間がないか PD を確認します。日本人の場合は 2 月時点で第1優先枠は待ち時間はなし、第2優先枠は PD が 04/01/2023、第3優先枠は PD が 12/01/2022 或はそれ以前の人の申請を受け付けています。I-94 の滞在期限が失効する前に自分の PD が回ってきたら永住権の申請 (I-485) を提出することができます。申請中はアメリカ国内に滞在して審査を待つことができます。審査時間は以前に比べ非常に長引いており、現時点で平均 16 カ月から 30+ カ月ほどかかっています。米国内での永住権申請は、就労許可書と旅行許可書と一緒に申請できるので、申請中に I-94 が失効したら、就労許可が来るのを待って就労を再開することができます。また、H1B と L ビザ以外の人は、旅行許可書が届いたら国外にでることもできます。入国時は旅行許可書をみせて入国することになり、入国後は短期就労ビザではなく、就労カードを使った就労に変わります。

【滞在資格の失効】 H1B と L ビザは移民する意思を示してよいビザなので、永住権申請中の延長申請や出入国が可能です。H1B 保持者の場合は 6 年満期がきても、Labor Certification を申請して一年が経過していれば、H1B を 6 年目以降も延長することができます。L ビザ保持者は L1A 満期 7 年、L1B 満期 5 年を満了すまでは延長申請をすることができますが、それ以降は

延長できません。その他のビザ保持者は自分の PD が回ってくるまでに I-94 の滞在期間が失効した場合、アメリカ国内での永住権の申請 (I485) はできなくなります。その場合は、最後の申請は、国外の米国大使館か米国領事館経由の移民ビザの申請に切り替える必要があります。

永住権申請中、上限を超えて就労ビザ滞在資格を延長できるのは H1B だけなので、H1B に変更できるオプションのある人は早めに H1B に切り替えたほうがよいでしょう。ただ、H1B は年間の抽選に当選した者のみ申請できるので、当選する保証はありません。また、H1B と L ビザの滞在期間は一緒に換算されるので、L ビザをすでに 6 年間使った人は H1B を申請することはできません。

【滞在資格失効後の就労】 このところ年間枠が早めになくなっているために、最後の段階申請までに数年の待ち時間ができています。そのために、PD が回ってくる前に就労滞在資格を失ってしまう人が増えています。特に H1B 以外のビザ保持者は、PD が回ってくる前に滞在資格が失効してしまうと、アメリカでの滞在資格を失ってしまいます。

• H1B/L の再申請 その場合、一旦国外にでて国外の関連企業で就職しながら PD の順番をまつこともできます。国外に最低一年出ていると、再度 H1B や L ビザを申請する資格ができるので、H1B や L で再入国して、引き続き米国内で就労しながら順番をまつこともできます。

Priority Date (PD) とは、Labor Certification の提出日、Labor Certification 免除の場合は I-140 の提出日を指します。国別に年間枠が設定されているため、国によって PD が異なります。国務省は毎月申請受付日を発表しており、その日が自分の PD を過ぎれば最後の永住権申請を提出することができます



執筆：大蔵昌枝弁護士
Taylor English Duma LLP 法律事務所
* Copyright reserved. 著作権所有
1600 Parkwood Circle, Suite 200,
Atlanta, GA 30339
DIRECT: 678.426.4641
OFFICE: 770.434.6868
E-Mail: mokura@taylorenlish.com
www.taylorenlish.com

本ニュース記事に関する注意事項 (DISCLAIMER)

本雇用・労働・移民法ニュース記事は弁護士として法律上または専門的なアドバイスの提供を意図したものではありません。一般的な情報の提供を目的とするものです。また、記載されている情報に関しては、できるだけ正確なものにする努力をしておりますが、正確さについての保証はできません。しかも、法律や政府の方針は頻りに変更するものであるため、実際の法律問題の処理に当たっては、必ず専門の弁護士もしくは専門家意見を求め下され。Taylor English Duma 法律事務所および筆者はこの記事に含まれる情報を現実の問題に適用することによって生じる結果や損失に関して何ら責任を負うことは出来ませんのであらかじめご承知おき下さい。